

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 2025年10月31日  
【計算期間】 第4期中（自 2025年2月1日 至 2025年7月31日）  
【ファンド名】 日興ワールド・トラスト  
-ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド  
(Nikko World Trust  
- Bridgewater Macro Strategy Fund)  
【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・  
エス・エイ  
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)  
【代表者の役職氏名】 取締役 濱 理 貴  
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282  
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番  
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy  
of Luxembourg)  
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治  
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業  
【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治  
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業  
【電話番号】 03(6212)8316  
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注)この半期報告書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第7条第4項の規定により、2025年7月31日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされる。

## 1【ファンドの運用状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)が管理する日興ワールド・トラスト(以下「トラスト」という。)のサブ・ファンドであるブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド(以下「ファンド」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

## (1)【投資状況】

## 資産別および地域別の投資状況

(2025年8月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率(注1) (%)
ミディアム・ターム・ノート	ケイマン諸島	26,660,201.57	99.86
現金その他の資産(負債控除後)		37,192.73	0.14
合計 (純資産価額)		26,697,394.31 (約3,922百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2025年8月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=146.92円)による。以下、別段の記載がない限り同じ。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、ファンドの各受益証券は米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## 投資資産

## ( ) 投資有価証券の主要銘柄

(2025年8月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率 (%)	償還日	額面金額	取得価格 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	LUMINIS II 2022-03 CLASS B 20JAN32	ケイマン 諸島	ミディアム・ターム・ノート	0.00	2032/1/20	2,065,000,000円	14,368,567.76	17,442,323.43	65.33
2	LUMINIS II 2022-03 CLASS C 20JAN32	ケイマン 諸島	ミディアム・ターム・ノート	0.00	2032/1/20	815,000,000円	5,400,108.59	4,888,167.15	18.31
3	LUMINIS II 2022-03 CLASS A 20JAN32	ケイマン 諸島	ミディアム・ターム・ノート	0.00	2032/1/20	4,170,000.00米ドル	4,088,008.41	4,329,711.00	16.22

## ( ) 投資不動産物件

該当事項なし(2025年8月末日現在)。

## ( ) その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2025年8月末日現在)。

## (2) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2025年8月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	円	受益証券	基準通貨	円
2024年9月末日	36,092,288.05	5,302,678,960	米ドル建クラス	93.89米ドル	13,794円
			円建(ヘッジなし)クラス	10,918円	-
			円建(ヘッジあり)クラス	8,270円	-
10月末日	32,985,091.69	4,846,169,671	米ドル建クラス	91.06米ドル	13,379円
			円建(ヘッジなし)クラス	11,294円	-
			円建(ヘッジあり)クラス	7,976円	-
11月末日	31,927,539.06	4,690,794,039	米ドル建クラス	91.17米ドル	13,395円
			円建(ヘッジなし)クラス	11,148円	-
			円建(ヘッジあり)クラス	7,941円	-
12月末日	29,978,529.05	4,404,445,488	米ドル建クラス	89.90米ドル	13,208円
			円建(ヘッジなし)クラス	11,508円	-
			円建(ヘッジあり)クラス	7,779円	-
2025年1月末日	31,408,735.74	4,614,571,455	米ドル建クラス	95.27米ドル	13,997円
			円建(ヘッジなし)クラス	12,017円	-
			円建(ヘッジあり)クラス	8,253円	-
2月末日	31,482,487.03	4,625,406,994	米ドル建クラス	96.07米ドル	14,115円
			円建(ヘッジなし)クラス	11,793円	-
			円建(ヘッジあり)クラス	8,307円	-
3月末日	31,152,500.71	4,576,925,404	米ドル建クラス	96.43米ドル	14,167円
			円建(ヘッジなし)クラス	11,743円	-
			円建(ヘッジあり)クラス	8,315円	-
4月末日	31,099,827.47	4,569,186,652	米ドル建クラス	98.00米ドル	14,398円
			円建(ヘッジなし)クラス	11,403円	-
			円建(ヘッジあり)クラス	8,435円	-
5月末日	29,753,739.15	4,371,419,356	米ドル建クラス	97.14米ドル	14,272円
			円建(ヘッジなし)クラス	11,418円	-
			円建(ヘッジあり)クラス	8,314円	-
6月末日	28,869,551.23	4,241,514,467	米ドル建クラス	99.27米ドル	14,585円
			円建(ヘッジなし)クラス	11,681円	-
			円建(ヘッジあり)クラス	8,492円	-
7月末日	26,771,282.16	3,933,236,775	米ドル建クラス	98.67米ドル	14,497円
			円建(ヘッジなし)クラス	11,972円	-
			円建(ヘッジあり)クラス	8,407円	-
8月末日	26,697,394.31	3,922,381,172	米ドル建クラス	99.89米ドル	14,676円
			円建(ヘッジなし)クラス	11,949円	-
			円建(ヘッジあり)クラス	8,491円	-

## &lt; 参考情報 &gt;

## 純資産の推移

## 米ドル建クラス受益証券

(2022年3月28日(運用開始日)～2025年8月末日)



## 円建(ヘッジなし)クラス受益証券

(2022年3月28日(運用開始日)～2025年8月末日)



## 円建(ヘッジあり)クラス受益証券

(2022年3月28日(運用開始日)～2025年8月末日)



(注) 上記の運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではない。以下同じ。

## 【分配の推移】

該当事項なし。

## 【収益率の推移】

2025年8月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

受益証券	収益率 <sup>(注)</sup>
米ドル建クラス受益証券	10.07%
円建(ヘッジなし)クラス受益証券	11.16%
円建(ヘッジあり)クラス受益証券	6.26%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 2025年8月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 2024年8月末日現在の1口当たり純資産価格(分配前の額)

## &lt; 参考情報 &gt;

## 収益率の推移

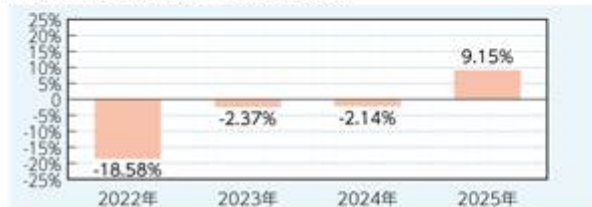
米ドル建クラス受益証券



円建(ヘッジなし)クラス受益証券



円建(ヘッジあり)クラス受益証券



(注1) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末現在の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

ただし、2025年については2025年8月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年末現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)(ただし、2022年については当初発行価格(米ドル建クラス受益証券: 100米ドル、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券: 10,000円))

(注2) 2022年は2022年3月28日(運用開始日)から同年12月末日までの、2025年については2025年1月1日から同年8月末日までの収益率を表示している。

### （3）【投資リスク】

#### <リスクに関する参考情報>

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

#### ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2020年9月～2025年8月の5年間に於けるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。(ただし、ファンドは2022年3月28日から運用を開始したため、2023年2月以前の年間騰落率および2022年3月27日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されません。)

#### ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間(ただし、ファンドは2023年3月～2025年8月)における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

#### <米ドル建クラス受益証券>

(2020年9月～2025年8月)



#### <円建(ヘッジなし)クラス受益証券>

(2020年9月～2025年8月)



## &lt;円建(ヘッジあり)クラス受益証券&gt;

(2020年9月～2025年8月)



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

## (ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時に各受益証券へ再投資したとみなして算出したものです。ただし、各受益証券については分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
- 各受益証券の年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)設定から1年未満の時点では算出されません。
- 各受益証券の年間騰落率は、各受益証券の表示通貨建てで計算されており、米ドル建クラス受益証券については、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 各受益証券と他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、設定から6年未満の場合は、設定後1年以降の年間騰落率を用いるため、各受益証券と代表的な資産クラスとで比較対象期間が異なります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
  - 日本株……………TOPIX(配当込み)
  - 先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
  - 新興国株……………S&P新興国総合指数
  - 日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
  - 先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
  - 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&amp;P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記のリスクに関する参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

## 2【販売及び買戻しの実績】

下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2025年8月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

## 米ドル建クラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2024年9月1日	0.000	21,960.000	43,500.000
~2025年8月末日	(0.000)	(21,960.000)	(43,500.000)

(注) ( ) 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

## 円建（ヘッジなし）クラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2024年9月1日	0.000	98,982.000	214,778.000
~2025年8月末日	(0.000)	(98,982.000)	(214,778.000)

## 円建（ヘッジあり）クラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
2024年9月1日	0.000	32,946.000	84,725.000
~2025年8月末日	(0.000)	(32,946.000)	(84,725.000)

### 3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの中間財務書類は、日本円および米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円への換算には、株式会社三菱UFJ銀行の2025年8月29日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 146.92円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## （１）【資産及び負債の状況】

## 日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド

## 純資産計算書

2025年7月31日現在

（米ドルで表示）

	注	米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 純資産価額 （取得原価：24,036,631.66米ドル）	1.2	26,741,205.83	3,928,818
銀行預金		82,380.23	12,103
設立費（純額）	1.3	45,246.36	6,648
<b>資産合計</b>		<b>26,868,832.42</b>	<b>3,947,569</b>
<b>負債</b>			
未払印刷および公告費		26,970.80	3,963
未払専門家費用		26,795.89	3,937
未払弁護士報酬		21,171.20	3,110
未払販売報酬	8	8,977.62	1,319
未払投資運用報酬	5	4,531.17	666
未払サービス支援報酬	7	2,693.68	396
未払代行協会員報酬	9	2,243.63	330
未払管理事務代行報酬	4	1,347.02	198
未払受託報酬	2	1,249.02	184
未払保管報酬	6	897.02	132
未払管理報酬	3	673.21	99
<b>負債合計</b>		<b>97,550.26</b>	<b>14,332</b>
<b>純資産</b>		<b>26,771,282.16</b>	<b>3,933,237</b>

純資産			
米ドル建クラス受益証券	米ドル	4,291,951.02	630,573,444円
円建(ヘッジなし)クラス受益証券	日本円		2,621,756,772円
円建(ヘッジあり)クラス受益証券	日本円		736,655,301円
発行済受益証券口数			
米ドル建クラス受益証券			43,500.000口
円建(ヘッジなし)クラス受益証券			218,998.000口
円建(ヘッジあり)クラス受益証券			87,625.000口
1口当たり純資産価格			
米ドル建クラス受益証券	米ドル	98.67	14,497円
円建(ヘッジなし)クラス受益証券	日本円		11,972円
円建(ヘッジあり)クラス受益証券	日本円		8,407円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## 日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド

## 統計情報

期末現在発行済受益証券 口数	米ドル建 クラス受益証券	円建（ヘッジなし） クラス受益証券	円建（ヘッジあり） クラス受益証券
2024年1月31日	100,650.000	509,830.000	171,048.000
2025年1月31日	59,910.000	253,473.000	112,405.000
受益証券発行	-	-	-
受益証券買戻し	(16,410.000)	(34,475.000)	(24,780.000)
2025年7月31日	43,500.000	218,998.000	87,625.000

期末現在純資産	米ドル建 クラス受益証券	円建（ヘッジなし） クラス受益証券	円建（ヘッジあり） クラス受益証券
2024年1月31日	8,686,750.59米ドル (1,276,257,397円)	5,226,135,932円	1,342,266,051円
2025年1月31日	5,707,627.42米ドル (838,564,621円)	3,046,018,874円	927,624,343円
2025年7月31日	4,291,951.02米ドル (630,573,444円)	2,621,756,772円	736,655,301円

期末現在受益証券1口当たり 純資産価格	米ドル建 クラス受益証券	円建（ヘッジなし） クラス受益証券	円建（ヘッジあり） クラス受益証券
2024年1月31日	86.31米ドル (12,681円)	10,251円	7,847円
2025年1月31日	95.27米ドル (13,997円)	12,017円	8,253円
2025年7月31日	98.67米ドル (14,497円)	11,972円	8,407円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

## 日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド

## 財務書類に対する注記

(2025年7月31日現在)

---

**注1 . 重要な会計方針**

---

## 1.1 - 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に従い作成されている。

## 1.2 - 投資有価証券およびその他の資産の評価

ゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下「G S I」という。）は、各計算日時点の投資先債券の評価を提供する。

投資先債券の評価は、G S Iにより、店頭デリバティブの商業実務に従い決定される。計算を行う際、投資先債券計算代理人は、担保債券に関する実際の時価を考慮する。当該評価は、独自のモデルおよびデータ・インプットに基づく場合があり、その結果、投資先債券および/またはM A B W S Pグローバル・マクロ・リミテッドを直接保有する価値とは異なり、結果として投資先債券および/またはM A B W S Pグローバル・マクロ・リミテッドの直接保有の価値を下回る可能性がある。G S Iは、合理的と考える第三者のデータ・インプットを使用することができるが、その価値を検証する義務はなく、そこから生じる誤差について一切責任を負わないものとする。

## 1.3 - 設立費

設立費は、受託会社が他の方法が適用されるものと決定しない限り、ファンドの当初5会計年度以内に償却される。

## 1.4 - 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日の実勢為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨に係る取引は、取引日の為替レートにより米ドルに換算されている。

---

## 注2．受託報酬

---

受託会社は、最低で年間15,000米ドル、最高で年間30,000米ドルの、各評価日に発生し、かつ、計算され、四半期ごとに後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.01%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

受託会社は、ファンドから、ファンドに関連して受託会社が負担したすべての合理的な立替費用の払戻しを受けるものとする。

---

## 注3．管理報酬

---

管理会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.03%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、ファンドから、ファンドに関連して管理会社が負担したすべての合理的な立替費用の払戻しを受けるものとする。

---

## 注4．管理事務代行報酬

---

管理事務代行会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.06%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。最低年間報酬は12,500ユーロとする。

管理会社は、ファンドに関連して管理事務代行会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

---

## 注5．投資運用報酬

---

投資運用会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.05%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。最低年間報酬は55,000米ドルとする。

管理会社は、投資運用会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

---

## 注6．保管報酬

---

保管会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.04%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。最低年間報酬は3,000ユーロとする。

管理会社は、ファンドに関連して保管会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

---

#### 注7．サービス支援報酬

---

サービス支援会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.12%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、サービス支援会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

---

#### 注8．販売報酬

---

販売会社は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.40%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、販売会社に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

---

#### 注9．代行協会員報酬

---

代行協会員は、各評価日に発生し、かつ、計算され、毎月後払いされる、ファンドの純資産価額の年率0.10%の割合の報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

管理会社は、代行協会員に支払われるべき合理的な立替費用を、ファンドの資産から返済するものとする。

---

#### 注10．税金

---

##### 10.1 - ケイマン諸島

ケイマン諸島において、所得税またはキャピタル・ゲイン税が賦課されることはなく、トラストは、ケイマン諸島総督から、トラストの設定日以降50年間にわたりすべての現地における所得税、キャピタル・ゲイン税および資本税を免除されることが明記された保証書を受領している。そのため、所得税引当金は、本財務書類に計上されていない。

## 10.2 - その他の国々

ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課される可能性がある。受益証券に投資しようとする者は、各々の法域の法律における受益証券の購入、保有および買戻しにより発生する可能性がある税金またはその他の結果を判断するため、各自が市民権、住所および居住地を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

---

注11．為替レート

---

2025年7月31日現在使用されている米ドルに対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	149.4000

---

注12．受益証券の購入および買戻しに関する条項

---

受益証券は、英文目論見書およびその付属書に記載される買付申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という。）で発行し、買付することができる。発行価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する発行日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書およびその付属書に記載される買戻請求の通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻すことができる。買戻価格は、停止手続に服しつつ、管理事務代行会社により、当該買戻日に計算され、公表される。

---

注13．関係会社取引

---

管理会社、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員および販売会社ならびにサービス支援会社は、ファンドの関係法人とみなされる。

---

注14．後発事象

---

現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する、期末後の重要な事象はなかった。

## (2) 【投資有価証券明細表等】

## 日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド

## 投資有価証券明細表

2025年7月31日現在

(米ドルで表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産価額	比率*
	ミディアム・ターム・ノート		米ドル	米ドル	%
4,170,000	LUMINIS II 2022-03 CLASS A 20JAN32	米ドル	4,088,008.41	4,270,914.00	15.95
2,109,000,000	LUMINIS II 2022-03 CLASS B 20JAN32	日本円	14,439,488.47	17,538,297.18	65.52
845,000,000	LUMINIS II 2022-03 CLASS C 20JAN32	日本円	5,509,134.78	4,931,994.65	18.42
	ミディアム・ターム・ノート合計		24,036,631.66	26,741,205.83	99.89
	投資有価証券合計		24,036,631.66	26,741,205.83	99.89

## 投資有価証券の分類

2025年7月31日現在

## 投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
ケイマン諸島		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 (他に分類されないもの)	99.89
		99.89
	投資有価証券合計	99.89

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(\*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率

## 4【管理会社の概況】

### (1)【資本金の額】

管理会社の資本金は、2025年8月末日現在、5,446,220ユーロ（約9億3,386万円）で、全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,429円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2025年8月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝171.47円）による。

### (2)【事業の内容及び営業の状況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づきルクセンブルグにおいて適式に設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理するすべての投資信託に関して、専門性を有する投資運用会社を選任し、ポートフォリオの運用を委任している。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日の商事会社法（随時改正される。）に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）（以下「AIFMD」という。）ならびに改正済のオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律に基づき、トラストに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興証券株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず（随時改正される投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律第125 - 2条に規定された）投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。管理会社は、UCIの運営、管理および販売に関連するあらゆる業務を行うことができる。

管理会社は、トラストおよび受益者のために、有価証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにトラスト資産に直接または間接に関連するすべての権利の行使を含む管理および運用に関する業務を行うことができる。

管理会社は、ファンドの費用で、関連する信託証書補遺に基づく一部または全部の職務を、一または複数の個人または企業（投資運用会社またはその他の業務提供会社を含む。）に委任する権限を有する。ただし、管理会社は上記の受任者が基本信託証書に定める規定を遵守することを保証すること、管理会社は受任者が犯した作為または不作為に関して、あたかも管理会社自身の作為または不作為であるかのようにして、引き続き責任を負うことを条件とする。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点で関連する信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また、管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社、その関係会社およびこれらの取締役、役員、従業員または代理人は、管理会社として、その関係会社としてまたはこれらの取締役、役員、従業員もしくは代理人として強いられまたは被ることがある、基本信託証書に基づきまたはファンドに関連する権限および職務の適正な遂行過程において生じた訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費（一切の合理的な弁護士、専門家費用およびその他の類似費用を含む。）または要求の全部または一部について、ファンドの信託財産から補償され、かつ信託財産に対する求償権を有する。ただし、かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびその取締

役、役員または従業員の実際の詐欺行為または故意の不履行により発生した作為または不作為から生じ管理会社が被る一切の訴訟、手続、債務、費用、請求、損害、経費または要求については適用されない。

トラストに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、トラストの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。)および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

管理会社は、2025年8月末日現在、6本の投資信託を管理および運営しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨建別運用金額の合計額である。

管理会社が管理および運営している投資信託は、以下のとおり、分類される。

(2025年8月末日現在)

分類		内訳
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建： 4,519,622,288米ドル
		ユーロ建： 2,055,415ユーロ
		日本円建： 2,713,088,378,761円
		豪ドル建： 11,896,117豪ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	1本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、5本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

### (3) 【その他】

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

## 5【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年8月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 171.47円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## （１）【資産及び負債の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
貸借対照表  
2025年3月31日現在  
(単位：ユーロ)

注	2025年3月31日		2024年3月31日		
	ユーロ	千円	ユーロ	千円	
<b>資産</b>					
<b>固定資産</b>					
- 有形資産					
a) その他の備品および付属品、工具および設備	3	10,888	1,867	8,231	1,411
<b>流動資産</b>					
- 債権					
<b>売掛金</b>					
- 1年以内に支払期限の到来するもの	4	1,349,190	231,346	1,190,974	204,216
<b>その他の債権</b>					
- 1年以内に支払期限の到来するもの		-	-	6,618	1,135
- 預金および手許現金	5	14,661,176	2,513,952	12,334,182	2,114,942
前払金		88,080	15,103	70,915	12,160
<b>資産合計</b>		<b>16,109,335</b>	<b>2,762,268</b>	<b>13,610,920</b>	<b>2,333,864</b>
<b>負債</b>					
<b>資本金および準備金</b>					
- 払込資本金	6	5,446,220	933,863	5,446,220	933,863
- 準備金					
・ 法定準備金	7	544,622	93,386	673,906	115,555
・ 公正価値準備金を含むその他の準備金					
a) その他の利用可能な準備金		5,098,473	874,235	2,920,510	500,780
b) その他の利用可能でない準備金	8	1,513,088	259,449	1,443,562	247,528
		7,156,183	1,227,071	5,037,978	863,862
- 当期損益		2,288,224	392,362	2,118,205	363,209
		14,890,627	2,553,296	12,602,403	2,160,934
<b>引当金</b>					
- 納税引当金	9	843,318	144,604	661,448	113,418
- その他の引当金	10	326,477	55,981	301,420	51,684
		1,169,795	200,585	962,868	165,103
<b>債務</b>					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	11	-	-	-	-
- その他の債務					
- 社会保障	11	48,912	8,387	45,649	7,827
		48,912	8,387	45,649	7,827
<b>資本金、準備金および負債合計</b>		<b>16,109,335</b>	<b>2,762,268</b>	<b>13,610,920</b>	<b>2,333,864</b>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## （２）【損益の状況】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ  
損益計算書

2025年3月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注	2025年3月31日		2024年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
純売上高	12.1	5,285,886	906,371	4,688,515	803,940
その他の営業収益	13.2	16,812	2,883	5,531	948
原材料・消耗品およびその他外部費用					
b) その他の外部費用	12.2	(462,858)	(79,366)	(418,435)	(71,749)
人件費		(1,833,204)	(314,339)	(1,521,982)	(260,974)
- 賃金および給与		(1,512,206)	(259,298)	(1,241,024)	(212,798)
- 社会保障費		(131,814)	(22,602)	(128,951)	(22,111)
- 年金関連		(40,866)	(7,007)	(45,177)	(7,747)
- その他の社会保障費		(90,948)	(15,595)	(83,774)	(14,365)
- 補足的社会費用		(27,150)	(4,655)	-	-
- その他の人件費		(162,034)	(27,784)	(152,007)	(26,065)
その他の営業費用	13.1	(445,693)	(76,423)	(294,751)	(50,541)
その他の未収利息および類似収益		469,420	80,491	366,465	62,838
未払利息および類似費用		-	-	-	-
損益に係る税金		(742,138)	(127,254)	(707,138)	(121,253)
税引後損益		<u>2,288,224</u>	<u>392,362</u>	<u>2,118,205</u>	<u>363,209</u>
その他の税金		-	-	-	-
当期利益		<u>2,288,224</u>	<u>392,362</u>	<u>2,118,205</u>	<u>363,209</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

## 財務書類に対する注記

2025年3月31日に終了した年度

## 注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「当社」という。)は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I(以下「投資信託」という。)を管理することを条件に、(投資信託に関する2010年12月17日の法律(随時改正済)(以下「2010年法」という。))の第125 - 2条に規定された)投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律(随時改正済)(以下「2013年法」という。))に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U(以下「A I F M D」という。))の別紙(以下「別紙」という。))の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2025年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、日興グローバル・ファンズ、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム(適格機関投資家向け)(「Q M S」)、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラストおよびクオンティック・トラストの6の投資信託を管理・運営している。

## 注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ(以下「ユーロ」という。))で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

## 2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

合計額の差異が、四捨五入により生じることがある。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

## 2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

## 2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

### 注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整			
	期首現在 価値総額	期末現在 価値総額	期首現在 累積額調整	期末現在 累積額調整	期首現在 価値純額	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産						
- コンピューター機器	5,096	5,096	(4,234)	(4,679)	862	417
- 家具、備品 および付属品	15,697	21,561	(8,328)	(11,090)	7,369	10,471

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- コンピューター機器 25%
- 家具および備品 20%
- オフィスレイアウト 50%

### 注4．売掛金

2025年3月31日および2024年3月31日現在の売掛金は、未収管理報酬である。

### 注5．預金および手許現金

預金には、S M B Cグループ内に預託された14,607,124.48ユーロの資金と、B I L銀行(バンク・インターナショナル・ア・ルクセンブルク)内に預託された54,051.81ユーロが含まれており、制限付き現金はない。

## 注6．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

当社は、2025年3月31日または2024年3月31日に終了した年度中に自社株を取得しなかった。

当社の現在の単独株主はS M B C日興証券株式会社である。

## 注7．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2023年3月31日に終了した年度の利益に関しては、99,486ユーロが積立てられた（2022年3月31日に終了した年度の利益に関しては83,706ユーロ）。

## 注8．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2024年3月31日現在残高	5,446,220	673,906	2,920,510	1,443,563	4,364,072	2,118,205
損益の繰入額	-	(129,284)	2,177,964	69,525	2,247,489	(2,118,205)
分配済み配当金	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,288,224
2025年3月31日現在残高	5,446,220	544,622	5,098,473	1,513,088	6,611,561	2,288,224
	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2023年3月31日現在残高	5,446,220	574,420	999,124	1,474,712	2,473,836	1,989,722
損益の繰入額	-	99,486	1,921,386	(31,150)	1,890,236	(1,989,722)
分配済み配当金	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,118,205
2024年3月31日現在残高	5,446,220	673,906	2,920,510	1,443,562	4,364,072	2,118,205

当社は、施行された税法に準拠して、純富裕税（NWT）負債を軽減した。当該法律に従い、当社は、純富裕税の控除額の5倍に相当する金額を利用可能でない準備金（「特別納税準備金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該準備金は、5年間は配当に利用することはできない。

## 注9．納税引当金

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純富裕税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。

## 注10．その他の引当金

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	326,477	301,420
	<u>326,477</u>	<u>301,420</u>

## 注11．その他の債務

2025年3月31日および2024年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
優先債権者に対する引当金（社会保障）	48,912	45,649
	<u>48,912</u>	<u>45,649</u>

## 注12．純売上高およびその他の外部費用

## 12.1 純売上高

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	5,280,886	4,688,515
法務報酬	5,000	-
	<u>5,285,886</u>	<u>4,688,515</u>

2025年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B・ファンド（2024年8月30日付で償還）、日興ワールド・トラスト - デンマーク、カバード債券ファンド 米ドル建て（米ドルヘッジあり）、日興ワールド・トラスト - グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - C L イシューアンス戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - ブルックフィールド不動産インカム・トラスト・ファンドおよびプレミアム・ファンズ バークレイズ社債 USキャピタル・プラス2411（2024年10月10日付で設定）から、当該月中のこれらのサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - B Xライフ・サイエンス（2024年10月22日付で設定）から、当該四半期中の純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。当該ファンドは、2024年9月17日付で償還した。

当社は、日興ワールド・トラスト - K K Rグローバル・インパクト・ストラテジーから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、Q M S から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03から、毎月後払いされる、（ ）サブ・ファンドの当初発行価格に（ ）関連評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興グローバル・ファンズの各サブ・ファンドから、当該四半期中の当該サブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。

「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（ a ）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（ b ）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。

## 12.2 その他の外部費用

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の費用	462,858	418,435
	<u>462,858</u>	<u>418,435</u>

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

## 注13．その他の営業費用およびその他の営業収益

## 13.1 その他の営業費用

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	445,693	294,751
	<u>445,693</u>	<u>294,751</u>

当該残高は、旅費、研修費、IT費、賃貸費等から構成されており、そのうち財務情報サービスは159,098.88ユーロ（2024年：27,510.99ユーロ）に相当する。

## 13.2 その他の営業収益

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	-	3,591
償却済み投資信託からの現金	3,662	18
その他	13,150	1,922
	<u>16,812</u>	<u>5,531</u>

## 注14．従業員および取締役

## 14.1 取締役

服部博則氏は2024年5月31日付で辞任した。

牧山恭祐氏は2024年6月24日付で辞任し、橋本一成氏が2024年6月24日付で任命された。

取締役報酬は、その他の営業費用の一部である。

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2025年3月31日	2024年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>5</u>

## 14.2 従業員

2025年3月31日および2024年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2025年3月31日	2024年3月31日
上級管理職	3	3
中間管理職	2	2
従業員	4	4
	<u>9</u>	<u>9</u>

## 注15．後発事象

2025年4月24日付で新たに1つのサブ・ファンド（日興ワールド・トラスト - ジャパンNベア・ファンド）が、ケイマン諸島で届出された。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

## Balance sheet as at March 31, 2025

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2025 EUR	March 31, 2024 EUR
<b>ASSETS</b>			
<b>Fixed assets</b>			
- Tangible assets			
a) Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	10 888	8 231
<b>Current assets</b>			
- Debtors			
Trade debtors			
- becoming due and payable within one year	4	1 349 190	1 190 974
Other debtors			
- becoming due and payable within one year		-	6 618
- Cash at bank and in hand	5	14 661 176	12 334 182
<b>Prepayments</b>		<u>88 080</u>	<u>70 915</u>
<b>Total assets</b>		<b><u>16 109 335</u></b>	<b><u>13 610 920</u></b>
<b>LIABILITIES</b>			
<b>Capital and reserves</b>			
- Subscribed capital	6	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
• legal reserve	7	544 622	673 906
• other reserves, including the fair value reserve			
a) other available reserves		5 098 473	2 920 510
b) other non available reserves	8	<u>1 513 088</u>	<u>1 443 562</u>
		7 156 183	5 037 978
- Profit or loss for the financial year		<u>2 288 224</u>	<u>2 118 205</u>
		14 890 627	12 602 403
<b>Provisions</b>			
- Provisions for taxation	9	843 318	661 448
- Other provisions	10	<u>326 477</u>	<u>301 420</u>
		1 169 795	962 868
<b>Creditors</b>			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year	11	-	-
- Other creditors			
- Social security authorities	11	<u>48 912</u>	<u>45 649</u>
		<u>48 912</u>	<u>45 649</u>
<b>Total Capital, Reserves and Liabilities</b>		<b><u>16 109 335</u></b>	<b><u>13 610 920</u></b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**  
**Profit and loss account for the year ended March 31, 2025**  
 (expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2025 EUR	March 31, 2024 EUR
Net turnover	12.1	5 285 886	4 688 515
Other operating income	13.2	16 812	5 531
<b>Raw materials and consumables and other external expenses</b>			
b) Other external expenses	12.2	(462 858)	(418 435)
<b>Staff costs</b>		<b>(1 833 204)</b>	<b>(1 521 982)</b>
- Wages and salaries		(1 512 206)	(1 241 024)
- Social security costs		(131 814)	(128 951)
- <i>Relating to pension</i>		(40 866)	(45 177)
- <i>Other social security costs</i>		(90 948)	(83 774)
- Supplementary Social costs		(27 150)	-
- Other staff costs		(162 034)	(152 007)
<b>Other operating expenses</b>	13.1	<b>(445 693)</b>	<b>(294 751)</b>
<b>Other interest receivable and similar income</b>		<b>469 420</b>	<b>366 465</b>
<b>Interest payable and similar expenses</b>		<b>-</b>	<b>-</b>
<b>Tax on profit or loss</b>		<b>(742 138)</b>	<b>(707 138)</b>
<b>Profit or loss after taxation</b>		<b><u>2 288 224</u></b>	<b><u>2 118 205</u></b>
<b>Other taxes</b>		<b>-</b>	<b>-</b>
<b>Profit for the financial year</b>		<b><u>2 288 224</u></b>	<b><u>2 118 205</u></b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2025, the Company manages 6 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Global Funds, Quantitative Multi-Strategy Program II (For Qualified Institutional Investors) (“QMS II”), Premium Funds, Nikko World Trust and Quantic Trust.

**Note 2 - Significant accounting policies**

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

**2.1 - Foreign currency translation**

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

Differences in total amounts may arise as a result of rounding.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

**2.2 - Current debtors**

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

**2.3 - Provisions for liabilities and charges**

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

## Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)

## Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the beginning of the financial year	Net value at the end of the financial year
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year		
Fixed assets	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
-computer equipment	5 056	5 096	(4 234)	(4 679)	862	417
Furniture, fixtures and fittings	15 407	21 561	(8 328)	(11 090)	7 369	10 471

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Computer and equipment	25%
Furniture & fixtures	20%
Office arrangements	50%

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 4 – Trade Debtors**

Trade Debtors as at March 31, 2025 and March 31, 2024 represent management fees receivable.

**Note 5 – Cash at bank and in hand**

Cash at bank included EUR 14,607,124.48 of funds deposited within SMBC Group and EUR 54,051.81 deposited within BIL, with no restricted cash.

**Note 6 - Subscribed capital**

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

The Company did not acquire any of its own shares during the year ending 31 March 2025 nor during the year ending 31 March 2024.

The current sole shareholder of the Company, is SMBC Nikko Securities Inc.

**Note 7 - Legal reserve**

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 99 486 was made in respect of the profit from the year ending 31 March 2023 (EUR 83 706 in respect of the profit from the year ending 31 March 2022).

## SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

## Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)

## Note 8 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2024	5 446 220	673 906	2 920 510	1 443 563	4 364 072	2 118 205
Allocation of the result	-	(129 284)	2 177 964	69 525	2 247 489	(2 118 205)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>2 288 224</u>
Balance at March 31, 2025	<u>5 446 220</u>	<u>544 622</u>	<u>5 098 473</u>	<u>1 513 088</u>	<u>6 611 561</u>	<u>2 288 224</u>
	Capital	Legal reserve	Reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2023	5 446 220	574 420	999 124	1 474 712	2 473 836	1 989 722
Allocation of the result	-	99 486	1 921 386	(31 150)	1 890 236	(1 989 722)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	2 118 205
Balance at March 31, 2024	5 446 220	673 906	2 920 510	1 443 562	4 364 072	2 118 205

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 8 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Wealth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non available reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

**Note 9 – Provision for taxation**

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and net wealth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet.

**Note 10 – Other provisions**

	<b>March 31, 2025</b>	<b>March 31, 2024</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Provision for general expenses	326 477	301 420
	<u><b>326 477</b></u>	<u><b>301 420</b></u>

**Note 11 - Other creditors**

Other creditors as at March 31, 2025 and March 31, 2024 are analysed as follows:

	<b>March 31, 2025</b>	<b>March 31, 2024</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Provision for preferential creditors (social security)	48 912	45 649
	<u><b>48 912</b></u>	<u><b>45 649</b></u>

**Note 12 - Net turnover and other external expenses****12.1 - Net turnover**

	<b>March 31, 2025</b>	<b>March 31, 2024</b>
	<b>EUR</b>	<b>EUR</b>
Management fees	5 280 886	4 688 515
Legal fees received	5 000	-
	<u><b>5 285 886</b></u>	<u><b>4 688 515</b></u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2025 are as follows:

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

The Company receives from Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds – Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund (terminated on 30 August 2024), Nikko World Trust – Denmark Covered Bond Fund (USD Hedged), Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund, Nikko World Trust – Bridgewater Macro Strategy Fund, Nikko World Trust – CLO Issuance Strategy Fund, Nikko World Trust – Brookfield Real Estate Income Trust Fund and Premium Funds – US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note) (launched on 10 October 2024), an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – BX Life Sciences (launched on 22 October 2024), an annual management fee of 0.03% of the net asset value during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly. The series trust terminated on 17 September 2024.

The Company receives from Nikko World Trust – KKR Global Impact Strategy an annual management fee at the rate of 0.05% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from QMS II an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust – Target Early Termination Smart Brain Fund 2020-03 a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the sub-fund and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each sub-fund of Nikko Global Funds an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows:

- “GYLOE” (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds’ related parties and -

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

- “GILOE” (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund’s related parties.

In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily.

**12.2 - Other external expenses**

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Other expenses	<u>462 858</u>	<u>418 435</u>
	<b><u>462 858</u></b>	<b><u>418 435</u></b>

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

**Note 13 - Other operating expenses and other operating income****13.1 - Other operating expenses**

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Other administrative expenses	<u>445 693</u>	<u>294 751</u>
	<b><u>445 693</u></b>	<b><u>294 751</u></b>

This balance is comprised of travel expenses, training expenses, IT, rental expenses, etc. in which financial information services amounted to EUR 159,098.88 (2024: EUR 27,510.99).

**13.2 - Other operating income**

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	-	3 591
Cash from liquidated Investment funds	3 662	18
Other	<u>13 150</u>	<u>1 922</u>
	<b><u>16 812</u></b>	<b><u>5 531</u></b>

**Note 14 - Staff and directors****14.1 - Directors**

Mr Hironori Hattori resigned on 31st May 2024.

**SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.****Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

Mr. Kyosuke Makiyama resigned on 24th June 2024 and Mr Kazunari Hashimoto was appointed on 24th June 2024

Director's fees are part of the other operating expenses.

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	<b>March 31, 2025</b>	<b>March 31, 2024</b>
Directors	4	5

**14.2 - Personnel**

The number of personnel employed as at March 31, 2025 and March 31, 2024 was as follows:

	<b>March 31, 2025</b>	<b>March 31, 2024</b>
Senior Management	3	3
Middle Management	2	2
Employees	<u>4</u>	<u>4</u>
	<u>9</u>	<u>9</u>

**Note 15 – Subsequent events**

One new sub-fund (Nikko World Trust – Japan N Bear Fund) has been filed in Cayman Islands on 24 April 2025.

## 6【その他】

2025年7月31日提出済みの募集事項等記載書面および有価証券報告書の記載事項の一部について、内容の更新等を行う。

（注）下線の部分は訂正箇所を示す。

### 有価証券報告書

#### 第一部 ファンド情報

##### 第1 ファンドの状況

###### 1 ファンドの性格

###### （3）ファンドの仕組み

###### 管理会社の概要

<訂正前>

（前略）

###### （ ）資本金の額

管理会社の資本金は、2025年5月末日現在、5,446,220ユーロ（約8億9,084万円）で、全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,271円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年5月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝163.57円）による。

（後略）

<訂正後>

（前略）

###### （ ）資本金の額

管理会社の資本金は、2025年8月末日現在、5,446,220ユーロ（約9億3,386万円）で、全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,429円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年8月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝171.47円）による。

（後略）

###### 2 投資方針

###### （5）投資制限

<訂正前>

###### 投資制限

（中略）

ファンドの投資対象の価値の変化、再構成、合併、ファンドの資産からの支払いまたはファンドの受益証券の買戻しの結果としてファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じる。

（後略）

<訂正後>

###### 投資制限

（中略）

ファンドの投資対象の価値の変化、再構成または合併の結果としてファンドに適用される制限を超えた場合、管理会社は、直ちにファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、ファン

ドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に可能な措置を講じる。

(後略)

#### 4 手数料等及び税金

##### (5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

日本

2025年6月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本

2025年9月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

## 公認の監査人報告書

### 財務書類の監査に関する報告

#### 意見

我々は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当社の2025年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

#### 意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

#### その他の記載内容

取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、経営報告書を含む年次報告書のうち、財務書類および公認の監査人報告書以外の情報である。

我々の監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、我々は当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

## 財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

## 財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

#### その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2025年6月25日

ケーピーエムジー オーディット エス・  
アー・エール・エル  
公認の監査法人

ミルコ・レーマン

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of  
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.  
2, rue Hildegard von Bingen  
L-1282 Luxembourg  
Luxembourg

## REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

### *Report on the audit of the annual accounts*

#### **Opinion**

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

#### **Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### **Other information**

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report including the management report but does not include the annual accounts and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

#### **Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts**

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

***Responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts***

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d’entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company’s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors’ use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d’entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d’entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

***Report on other legal and regulatory requirements***

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Luxembourg, 25 June 2025

KPMG Audit S.à r.l.  
Cabinet de révision agréé

Mirco Lehmann

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。